

## 江東区マンション建設方針の江東区マンション等の建設に 関する条例等への反映について

### 1 反映内容

江東区マンション等の建設に関する条例（以下「マンション建設条例」）及び江東区マンション等の建設に関する条例施行規則（以下「マンション建設条例施行規則」）の改正を行い、以下の表のとおり、江東区マンション建設方針にて定められた各施策内容の反映を行う。

マンション建設 方針施策	マンション建設条例 改正該当箇所	マンション建設条例施行規則 改正該当箇所
1-1 ファミリー 住戸の附置義務	(住戸規模等) 第21条第2項	(住戸規模等) 第16条第2項
1-2 条例適用対 象範囲の拡大	(定義) 第2条(5) (災害対策用施設の設置) 第18条 (住戸規模等) 第21条	(駐車施設) 別表第4 (第11条関係)
1-3 町会との協 議結果報告		(地域コミュニティへの配慮) 第26条第5項
1-4 管理に関す る表示の厳格化	(地域コミュニティへの配慮) 第32条	(管理に関する表示) 第22条 第2項
2-1 建物への浸 水対策	(浸水対策) 第17条の2	(浸水対策) 第13条第1項、 第2項
2-2 緊急時の垂 直避難		(集会所) 別表第6 (第17条 関係)
2-3 重要事項説 明書・管理規約 への記載内容	(管理組合への支援) 第29条 (防災情報の周知) 第31条	(管理組合への支援) 第23条 (防災情報の周知) 第25条

マンション建設 方針施策	マンション条例 改正該当箇所	マンション条例施行規則 改正該当箇所
3-1 駐車場附置 台数	(駐車施設の設置) 第15条 (一時駐車スペースの設置) 第 15条の2	(駐車施設) 第11条、別表第 3 (第11条、第11条の2関 係) (一時駐車スペースの設置) 第 11条の2
3-2 地球温暖化 対策	(地球温暖化対策設備の設置) 第13条 (電気自動車等充電設備の設置) 第15条の3	(生活利便施設又は地域貢献施 設の設置基準) 別表第2 (第8 条関係) (地球温暖化対策設備の設置) 第9条 (電気自動車等充電設備の設置) 第11条の3
3-3 新たな生活 様式	(宅配ボックスの設置) 第24 条	(宅配ボックスの設置) 第19 条
3-4 維持保全	(郵便受けの設置) 第25条 (管理組合への支援) 第29条	(管理組合への支援) 第23条